

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書の訂正届出書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成30年 8 月14日

**【会社名】** 山陽特殊製鋼株式会社

**【英訳名】** Sanyo Special Steel Co., Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 樋口 眞哉

**【本店の所在の場所】** 兵庫県姫路市飾磨区中島字一文字3007番地

**【電話番号】** 079(235)6004

**【事務連絡者氏名】** 総務部長 松ヶ下 昭人

**【最寄りの連絡場所】** 東京都江東区木場一丁目5番25号 深川ギャザリアタワーS棟  
山陽特殊製鋼株式会社東京支社

**【電話番号】** 03(6800)4700

**【事務連絡者氏名】** 営業企画管理部長 立花 義隆

**【届出の対象とした募集有価証券の種類】** 株式

**【届出の対象とした募集金額】** その他の者に対する割当 67,235,000,000円

**【安定操作に関する事項】** 該当事項はありません。

**【縦覧に供する場所】** 山陽特殊製鋼株式会社東京支社  
(東京都江東区木場一丁目5番25号 深川ギャザリアタワーS棟)  
山陽特殊製鋼株式会社大阪支店  
(大阪府中央区南久宝寺町三丁目6番6号 御堂筋センタービル)  
山陽特殊製鋼株式会社名古屋支店  
(名古屋市中区錦一丁目20番19号 名神ビル)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年8月2日付で提出いたしました有価証券届出書の記載事項のうち、平成30年8月14日付で四半期報告書(事業年度 第107期第1四半期(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日))を関東財務局長に提出したことに伴い、当該四半期報告書を参照書類に追加し、併せてこれに関連する事項を訂正するため、また、「第一部 証券情報 第3 第三者割当の場合の特記事項 6 大規模な第三者割当の必要性 (3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程」の記載内容の一部に誤記がありましたので、これを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第3 第三者割当の場合の特記事項

##### 6 大規模な第三者割当の必要性

##### (3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

### 第三部 参照情報

#### 第1 参照書類

#### 第2 参照書類の補完情報

(添付書類の削除)

平成31年3月期第1四半期(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)の連結業績の概要

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は、\_\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部 【証券情報】

### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

#### 6 【大規模な第三者割当の必要性】

##### (3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

(訂正前)

(前略)

また、当社は、当社及び割当予定先と利害関係のない独立した者として、小原正敏氏(弁護士、きっかわ法律事務所パートナー)、松本久幸氏(公認会計士・税理士、株式会社Stand by C)及び当社社外取締役である小林敬氏を選定し(外部有識者の2名については、当社のリーガル・アドバイザーと協議のうえ、弁護士又は公認会計士・税理士としての同種の案件等における豊富な実績及び知見に基づく適切な意見を得ることができると考え、それぞれ起用いたしました。)、当該3名を構成員とする第三者委員会(委員長：小原正敏氏、以下「本第三者委員会」といいます。))に対し、本第三者割当増資に関して、その目的及び手続等の公正性及び妥当性について意見を求め、平成30年[8]月[1]日付で、本第三者委員会から、本第三者割当増資については、目的及び手続等の公正性及び妥当性が認められるとの意見を入手しております。その意見の概要は、以下のとおりです。

(後略)

(訂正後)

(前略)

また、当社は、当社及び割当予定先と利害関係のない独立した者として、小原正敏氏(弁護士、きっかわ法律事務所パートナー)、松本久幸氏(公認会計士・税理士、株式会社Stand by C)及び当社社外取締役である小林敬氏を選定し(外部有識者の2名については、当社のリーガル・アドバイザーと協議のうえ、弁護士又は公認会計士・税理士としての同種の案件等における豊富な実績及び知見に基づく適切な意見を得ることができると考え、それぞれ起用いたしました。)、当該3名を構成員とする第三者委員会(委員長：小原正敏氏、以下「本第三者委員会」といいます。))に対し、本第三者割当増資に関して、その目的及び手続等の公正性及び妥当性について意見を求め、平成30年8月1日付で、本第三者委員会から、本第三者割当増資については、目的及び手続等の公正性及び妥当性が認められるとの意見を入手しております。その意見の概要は、以下のとおりです。

(後略)

## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

(訂正前)

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第106期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)平成30年6月27日関東財務局長に提出

#### 2 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成30年8月2日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年6月29日に関東財務局長に提出

(訂正後)

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第106期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)平成30年6月27日関東財務局長に提出

### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第107期第1四半期(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)

平成30年8月14日関東財務局長に提出

### 3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成30年8月14日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年6月29日に関東財務局長に提出

## 第2 【参照書類の補完情報】

(訂正前)

上記に掲げた参照書類である有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成30年8月2日)までの間において、当該有価証券報告書に記載された事業等のリスクについて変更及び追加がありました。以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については下線で示しております。

なお、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日(平成30年8月2日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項についてはその達成を保証するものではありません。

#### [事業等のリスク]

以下においては、当社の事業展開その他に関する事項のうち、リスク要因となる可能性が考えられる主な事項、及びその他投資家の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項を記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社の株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で、行われる必要があるものと考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成30年8月2日)現在において当社が判断したものであります。

(1)乃至(9) 略

#### (10) 株式の希薄化に関するリスク

当社は、平成31年2月開催予定の本株主総会において、本第三者割当増資について議案の承認が得られることを条件として、平成30年8月2日開催の取締役会において新株式発行の決議を行っており、本第三者割当増資により24,012,500株(議決権個数240,125個)の当社普通株式が発行されます。

本第三者割当増資による新株式の発行により、当社普通株式の1株当たりの株式価値及び持分割合が希薄化し、当社株価に悪影響を及ぼすおそれがあります。

#### (11) 割当先が親会社となるリスク

平成30年8月2日開催の取締役会に基づき、当社普通株式24,012,500株(議決権個数240,125個)が発行された場合、新日鐵住金及びその子会社が保有する当社普通株式に係る議決権保有割合(平成30年3月31日現在の総議決権数を基準とします。)は51.5%(小数点以下第二位を四捨五入)となることを見込まれ、同社は当社の親会社に該当することになります。

当社の経営方針についての考え方や利害関係が新日鐵住金との間で常に一致するとの保証はなく、新日鐵住金による当社の議決権行使及び保有株式の処分の状況等により、当社の事業運営及び当社普通株式の需給関係等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(訂正後)

上記に掲げた参照書類である有価証券報告書及び第1四半期に係る四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成30年8月14日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成30年8月14日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。また、当該将来に関する事項についてはその達成を保証するものではありません。